

中央区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画
骨子案（一部抜粋）

第1章 計画策定にあたって

1 計画の枠組み

（1）計画策定の趣旨

本区は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、「互いに支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち」を基本理念に、高齢者施策を計画的・総合的に推進してきました。

介護保険制度の創設から24年、わが国では健康寿命が延伸した一方で、高齢化の進行と介護給付費の増大が懸念されています。またこの間、情報化社会の進展や新型コロナウイルス感染症の流行など、社会環境の変化が大きくなり、高齢者の生活意識やライフスタイルに影響を及ぼしています。

こうしたなか、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を迎え、今後は地域共生社会の実現に向けた基盤整備や体制強化を進めることが必要となっています。

このような社会背景のもと、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間で区が取り組むべき高齢者施策を示す高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定しました。

（2）計画の位置づけ

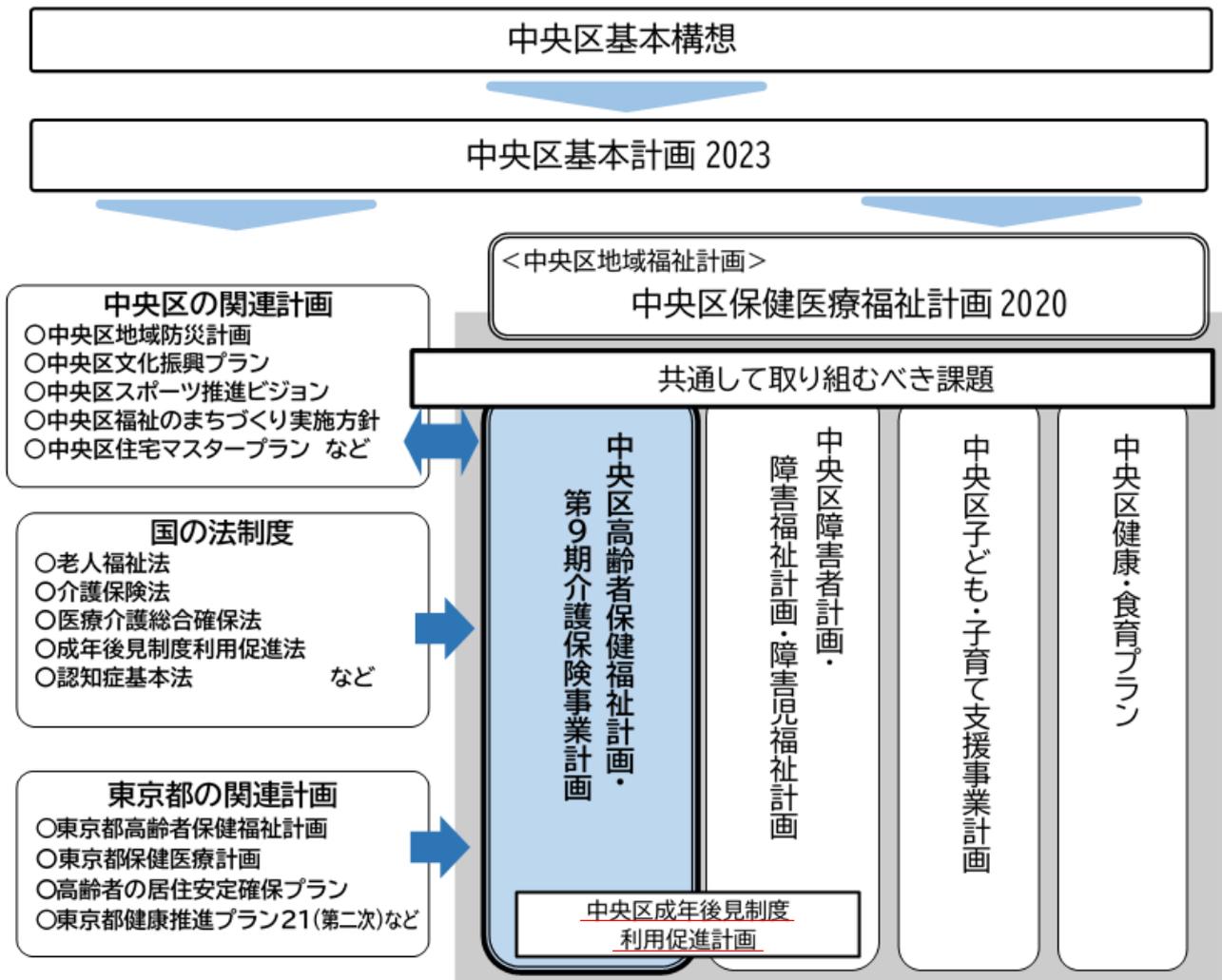
○本計画は、「中央区基本計画2023」を上位計画とする計画です。

○本計画は、本区の福祉諸計画・施策の「総合化」を図る観点から、令和2（2020）年3月に策定した「中央区保健医療福祉計画2020」における高齢者保健福祉分野の個別計画であり、高齢者施策や事業の内容および介護保険事業における必要なサービス量、給付費の見込みなどを具体的に定める計画です。

○高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」であり、第9期介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」です。

○本計画は、国の「第9期介護保険事業計画の基本指針」に基づき、「東京都高齢者保健福祉計画」や本区の他の関連個別計画との整合性を図ります。

○本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する市町村計画を包含しています。



(3) 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の3カ年とします。

2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
	...	中央区基本計画 2023（令和5年度～令和14年度）							
						中央区保健医療福祉計画 2020（令和2年度～令和8年度）			
			中央区高齢者保健福祉計画 ・第8期介護保険事業計画		中央区高齢者保健福祉計画 ・第9期介護保険事業計画		中央区高齢者保健福祉計画 ・第10期介護保険事業計画		

2 保健・医療・福祉に関する国・都の動向

(1) 保健・医療・福祉に関する国・都の動向

ア 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針であり、サービス提供体制の確保および事業実施に関する主な基本的事項は次のとおりです。

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備 ②在宅サービスの充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現 ②医療連携のための医療・介護情報基盤の整備

③保険者機能の強化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

・介護人材を確保するため、人材支援への育成、外国人介護人材の受け入れ環境整備などの取組の総合的な実施

・生産性向上に資するさまざまな支援・施策を推進

イ 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5（2023）年5月公布）

「全世代型社会保障改革の方針」（令和2（2020）年12月15日閣議決定）を踏まえ、切れ目なく全ての世代を対象に、全ての世代が公平に支え合う全世代対応型の社会保障制度の構築を目的として改正されました。

介護保険関係の主な改正事項は次のとおりです。

・介護基盤情報の整備

・介護サービス事業者の財務状況の見える化

・介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

・看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

・地域包括支援センターの体制整備等

ウ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」の見直し（令和5年（2023）年3月告示）

団塊の世代が全て75歳以上となる令和7（2025）年以降、生産年齢人口の減少の加速等を見据え、患者・利用者など国民の視点に立った医療・介護の提供体制を構築し、国民一人一人の自立と尊厳を支えるケアを将来にわたって持続的に実現していくことが、医療及び介護の総合的な確保の意義とされています。

基本的な方向性は、（1）「地域完結型」の医療及び介護提供体制の構築、（2）サービス提供人材の確保と働き方改革、（3）限りある資源の効率的かつ効果的な活用、（4）デジタル化・データヘルスの推進、（5）地域共生社会の実現（社会的処方）の推進などとなっています。

工 東京都高齢者保健福祉計画（令和6（2024）年度から令和8（2026）年度）

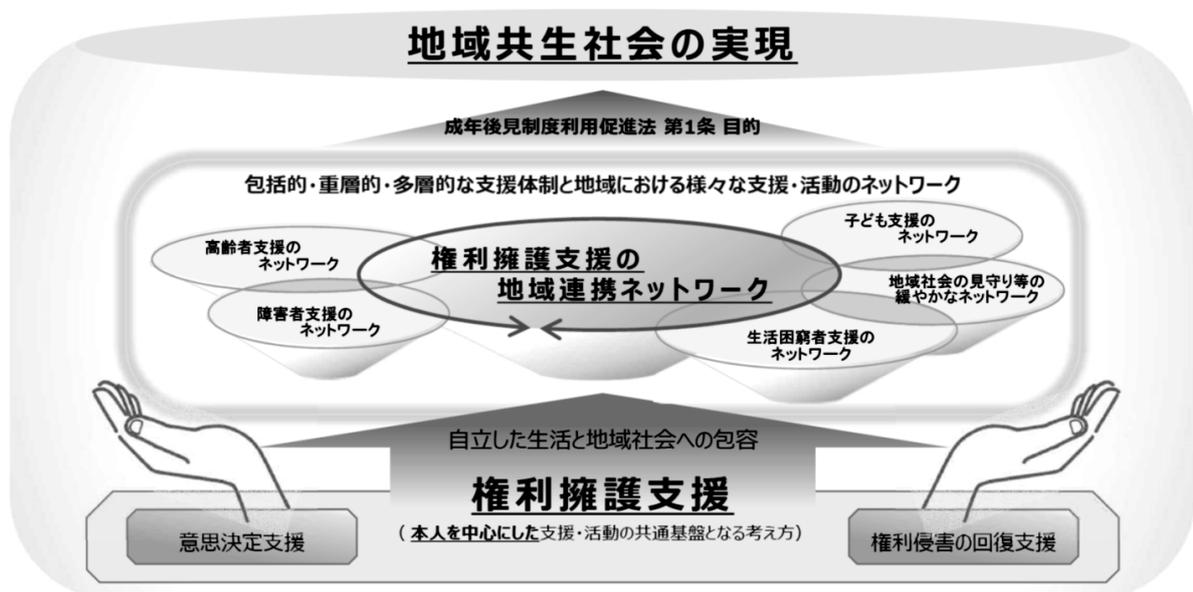
地域で支え合いながら、高齢者がいきいきと心豊かに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる東京都の実現を目指し、令和6（2024）年度～8（2026）年度にかけて東京都が取り組む各種施策などが計画化されています。

（2）地域共生社会の実現に向けた動向

ア 第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4（2022）年3月）

地域共生社会は、すべての住民が障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、社会で支え合い共に地域を創っていくことを目指すものであり、本計画では成年後見制度が「地域共生社会の実現」に向けた仕組みの一つであることが明示されました。

第二期計画では、成年後見制度を権利擁護支援のひとつとして多様な分野・主体が連携する仕組みづくりを進めることや、生活継続のための成年後見制度の運用改善等のために、本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透のための方策の充実等がうたわれています。



イ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5（2023）年6月成立）

急速な高齢化の進展に伴い、認知症の人が増加している現状等に鑑み、認知症の予防等を推進しながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を図ることを目的に、認知症施策推進大綱をふまえて成立しました。

認知症施策の基本理念のもとで、国、地方公共団体、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者や日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者、国民の責務を明らかにしており、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

第3章 高齢者施策の方向性

目標3 認知症ケア

認知症の人もそうでない人も、希望を持って暮らせる
認知症にやさしい社会をつくります

【現状と課題】

本区の令和5（2023）年3月現在の要介護・要支援認定者 5,528 人のうち、見守りまたは介護が必要な認知症高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）は 3,284 人と約 60% に上ります。今後の後期高齢者、特に介護ニーズの高まる 85 歳以上人口の増加に伴い認知症高齢者はますます増加するものと見込まれており、認知症ケアの推進は重要な課題です。

令和5（2023）年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現の推進に向けて、国、地方公共団体、サービス事業者、国民等がそれぞれの責務のもとで、認知症施策を総合的かつ計画的に進めることとされています。

区の調査では、認知症への関心は高いものの認知症に関する相談窓口の認知度は低く、気軽に相談できる認知症サポート電話およびおとしより相談センターにおける相談支援のさらなる周知が必要です。要介護・要支援認定者のうち、成年後見制度について「全く知らなかった」「あまり知らない」と回答したのは 55.3% であり、引き続き普及・啓発を推進していく必要があります。介護サービス事業者を対象とした調査では今後の認知症の人の支援に必要なこととして「認知症の人を支援するサービスや施設等の社会資源がより増えること」、「認知症の人の家族支援が充実していくこと」、「認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れが示されること」が上位に挙げられ、認知症の人のニーズや状態に沿った適切な認知症ケアや本人・家族の一体的な支援、社会資源の拡充なども課題です。

さらに、地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進するため、「中央区成年後見制度利用促進計画」を本計画に包含し、成年後見制度の適切な利用を促進することを含む権利擁護支援に係る施策を推進していく必要があります。

【施策の方向性】

(4) 地域生活を支える権利擁護支援の充実

- ホームページ等の活用により、成年後見制度の普及・啓発を推進するとともに、利用促進を図ります。成年後見制度を含めた権利擁護支援について一体的な普及啓発のあり方について検討していきます。
- 成年後見制度の利用が必要な高齢者の早期発見・早期支援につなげるため、関係機関等と連携し、地域連携ネットワークづくりを推進します。
- 社会貢献型後見人等の養成研修やフォローアップ研修を実施するとともに、養成研修を修了した社会貢献型後見人等候補者の活動機会の充実を図ります。
- 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見等開始の審判請求を行う親族がない場合などに、親族に代わって区長が家庭裁判所に審判の請求を行う区長申立てを実施します。
- 町会・自治会や高齢者クラブ等を対象とした消費生活講座等を開催し、消費生活全般や消費者トラブルの未然防止を図っていきます。
- 高齢者虐待防止法に定められる身体的虐待、ネグレクト、経済的虐待について、区と関係機関が緊密に連絡をとりながら、虐待防止と適切な支援・連携が行われる体制の整備を推進していきます。

【主な事業】

	事業	内容
①	権利擁護支援の普及・啓発	成年後見制度の利用促進を図るため、ホームページやリーフレット、区内のイベント等において、成年後見制度の基本的な仕組みや申立費用・報酬助成制度の周知をしています。成年後見制度と権利擁護支援の一体的な普及・啓発のあり方について検討をしていきます。
②	成年後見制度の利用支援	誰もが成年後見制度を安心して利用できるようにするため、本人の意思を最大限尊重した適時適切な制度利用の促進、地域関係者と連携した相談体制の強化、支援方針の検討等への司法・福祉専門職の活用などを行っていきます。複合的な課題を抱えた世帯を包括的に支援していくために、相談支援体制の強化を図っていきます。
③	社会貢献型後見人等の養成および活動機会の充実	地域における担い手を確保するため、社会貢献型後見人等の養成研修、フォローアップ研修等を実施しています。また、養成研修を修了した社会貢献型後見人等候補者の活動機会の活用を図るため、受任要件を見直すとともに、専門職後見人から社会貢献型後見人への切替え等を行うリレー方式や、後見人等を複数選任する複数後見の実施機会の充実に向けて検討を行います。

	事業	内容
④	区長申立ての実施	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見等開始の審判請求を行う親族がない場合などに、親族に代わって区長が家庭裁判所に審判の請求を行う区長申立てを実施しています。
⑤	地域連携ネットワークづくりの推進	本人および後見人等を支える医療・福祉・地域の関係者等からなるチームを相談機関、専門職、行政等が一体的に連携・協力して支援するため、地域連携ネットワークを構築します。区および成年後見支援センター「すてっぷ中央」が連携し、中核機関として、専門職による専門的助言等の支援、地域連携ネットワークの構築および地域における連携・対応強化の継続的な推進を行います。
⑥	高齢者虐待相談	高齢者虐待に関する通報・相談窓口の啓発のほか、虐待が疑われるケースについては、関係機関と連携して問題解決に向け迅速に対応しています。また、ホームページ、パンフレット等による普及・啓発を通じて、幅広く区民、事業者等への理解を促進します。